

国立健康・栄養研究所の移転に係る設備等補助金について

【補助金の対象・額】

移転に伴い導入する設備等に係る費用。ただし、企業との共同研究・大商との連携協定・産学連携など、医薬健栄研が種々の組織との連携を行う拠点となるために必要な機器等に限る。

対象経費の **50%**（限度額は補助期間中の計で **2 億円**）を補助。

【補助期間】

令和 **4** 年度中

移転に多額の費用が発生するため、医薬健栄研からの要望により、補助期間中に実績払い（地方自治法施行令第 **162** 条第 **3** 項、昭和 **45** 年 **10** 月 **1** 日総務部長通知 三の **8** (**3**)) により **2** 回交付予定。

なお、交付の翌年度以降設備等の活用状況について、一定期間医薬健栄研へ報告を求めるものとする。

【補助対象機器】

ヒューマンカロリメーター等産学官民連携に資する設備・機器

【消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の取り扱い】

当該法人は独立行政法人であり、補助金収入（特定収入）に係る課税仕入れ等の税額が仕入控除の対象となるかどうか、決算後でなければわからない。そのため医薬健栄研は機器等の費用に消費税を含めた額で補助の申請を行い、府は消費税を含めた額で補助を行うこととする。

なお、決算後仕入控除額が発生した場合（**0** 円でない場合）、還付が必要となる可能性があることから、医薬健栄研は府へ仕入控除額を報告するものとする。（報告方法について内部調整中）

【スケジュール】

年度	時期	医薬健栄研	大阪府
R3	R3.9	予算要求	
	R3.10		予算要求
	R3.12	入札	
	R4.2~3	交付申請書提出	交付決定・交付通知・経費支出伺い
R4	R4.4	交付決定後契約	
R4	R4.6~8	第 1 回目の機器導入・請求	第 1 回目の交付
	R5.2~3	第 2 回目の機器導入・請求	第 2 回目の交付
	R5.3		検査
R5	R5.4~5		精算

※入札状況等により、スケジュールは前後することがある